

「住民訴訟に関する検討会」開催要綱

第1 目的

住民訴訟については、これまで地方制度調査会や地方行財政検討会議において検討が行われてきたが、本年4月に住民訴訟の対象となった損害賠償請求権の放棄等についての最高裁判所の判断が示された。本検討会は、これを踏まえた今後の住民訴訟のあり方について検討を行うことを目的とする。

第2 名称

本検討会は、「住民訴訟に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

第3 構成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座長

- (1) 検討会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

第5 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6 その他

検討会の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。